

綾瀬市農業振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市農業の振興育成を図り、農業者及び農業者団体（以下「事業者」という。）の経営を安定化させるために、事業者が行う事業の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第1号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象事業及び補助率)

第2条 補助金交付の対象事業及びこれに対する補助金額又は補助率は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、原則としてその端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第3条 補助金交付申請書の提出は、事前申請を原則とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 規則第4条第2項第2号の規定に基づくこれに代わる書類とは、総会で議決された収支予算書をいう。

(決定通知)

第4条 規則第7条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第1号様式）によるものとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期日は、決定通知を受けた日から10日を経過する日までとする。

(計画変更等の承認)

第6条 補助金の交付決定を受けた事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は遅滞なく事業計画変更（中止）申請書（第2号様式）を市長に提出し、承認を受け、その指示に従わなければならない。

- (1) 補助対象事業費の一部又は全部の計画変更又は中止をしようとするとき
- (2) 補助事業が予定の期間内に完成する見込みのないとき
- (3) 住所（所在）又は氏名（名称）を変更したとき

(4) 天災、その他不可抗力のため補助事業に損害を受けたとき

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項にいう市長の定める日とは、当該事業の終了後60日を経過した日又は当該事業年度終了後の5月20日のいずれか早い期日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正の別表第9項の規定は、平成17年4月1日からの対象事業経費について適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

- 2 なお、平成25年度においては、交付決定の日にかかわらず、当該年度に発生した経費について、助成するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年2月25日から施行する。
- 2 第2条に定める別表の5（3）エの規定は、平成26年9月26日に綾瀬市が受けた畜産振興を図るための事業への寄附金により行う平成26年度の畜産振興対策事業に限り適用し、当該寄附金の額により決定する予算に定める額の全額が支出された時、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成27年10月13日から施行し、改正後の綾瀬市農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱中第1条の規定は平成28年5月9日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による施行日以前に決定通知を受けた者の補助金の交付及び実績報告については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業区分	事業名称	補助対象経費	算定基準又は補助金額
1 都市農業啓発事業	地場農産物消費拡大推進事業	地場農産物消費拡大推進協議会の行う地場農産物の消費拡大を推進するための事業に要する経費	予算で定める額
2 園芸振興対策事業	(1) 施設化・機械化事業	園芸施設の建設及び改修並びに機械化に要する経費	1 / 3 以内 認定農業者は 1 / 2 以内
	(2) 病虫害防除対策事業	病虫害防除対策に要する経費	1 / 3 以内
	(3) 野菜価格安定対策事業	野菜価格安定対策事業の資金造成に要する経費	1 / 3 以内
	(4) 有害鳥獣駆除事業	さがみ農業協同組合が行う市内営農活動の障害となる有害鳥獣の駆除に要する経費	予算で定める額
	(5) 地場野菜流通対策事業	地場農産物の市場性の向上のために要する経費	1 / 3 以内
	(6) 園芸振興事業	園芸振興推進に要する経費	予算で定める額
	(7) 機械操作安全対策事業	機械操作安全対策推進に要する経費	予算で定める額
	(8) 地産地消推進事業	地産地消推進に要する経費	予算で定める額
	(9) 環境保全型農業推進事業	環境保全型農業の取組みに要する経費	1 / 2 以内
	(10) 販売促進PR活動支援事業	農産物の広告宣伝、販売促進活動に要する経費	限度額 50 万円

	(11) 新規就農者育成支援事業	新規就農希望者及び新規就農者に対して農業者が行う育成等支援に要する経費	予算で定める額
	(12) 農産物利活用促進事業	市場出荷基準を満たさず、出荷できなかった規格外農産物の利活用に要する経費	予算で定める額
3 畜産振興対策事業	(1) 家畜改良・増殖事業	家畜改良、増殖に要する経費 ア 後継牛の購入経費、凍結精液の購入経費及び種付料、肉用繁殖牛生産拡大経費 イ 種豚の購入経費 ウ 若雌雛の購入経費	1 / 3 以内
	(2) 畜産経営環境対策整備事業	畜産経営環境対策上の整備又は計画的な経営移転を促進するために要する経費	予算で定める額
	(3) 畜産環境汚染防止対策事業	畜産環境汚染防止対策に要する経費 ア 施設等の設置及び改修、畜舎等の消毒、病害虫駆除などに要する経費 イ 畜産汚水の水質検査及び水質調査検討に要する経費 ウ 畜産振興総合対策事業補助金を受けて家畜ふん尿共同処理施設、付属設備及び車両等を設置するために要する経費 エ 畜産振興を図るための事業への寄附を受けて行う施設等の設置及び改修、資材の購入などに要する経費	1 / 3 以内 予算で定める額 13 / 20 以内 予算で定める額
	(4) 家畜伝染性疾病予防対策事業	家畜の伝染性疾病予防及び予防検査に要する経費	1 / 3 以内

	(5) 地産地消推進事業	地産地消推進（地産地消及び食育）を目的として、農業者の団体が、市内の学校・病院、福祉施設等公的分野へ地場畜産物を納入した際に生じた負担額	予算で定める額
	(6) 畜産振興推進事業	畜産振興推進に要する経費	予算で定める額
	(7) 都市農業推進事業	都市農業啓発を目的として地場農産物の市場性向上のため、荷姿改善等のPR促進に要する経費	1 / 3 以内
	(8) 資源利活用促進事業	資源利活用促進を目的として農業者の団体が公的施設の有価物を家畜の飼料又は堆肥として有効に利活用し、環境保全型農業及び循環型農業を促進するために要する経費	予算で定める額
4 ふれあい農業推進事業	(1) 市民農園整備促進事業	市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）による市民農園の整備等に要する経費 ア 施設整備経費 イ 市民農園の運営費	8 / 10 以内 予算で定める額
	(2) 農業収穫祭事業	あやせ農業収穫祭実行委員会の行う農業収穫祭に要する経費	予算で定める額
	(3) 親子ふれあい農業体験事業	綾瀬市ふれあい農業体験実行委員会の行う親子ふれあい農業体験事業に要する経費	予算で定める額
5 耕作放棄地対策事業	耕作放棄地対策事業	耕作放棄地の再生作業に要する経費	予算で定める額

第1号様式（第4条関係）

補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付で申請のあった

事業に対し、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により次の金額を交付します。

補助事業の名称	
補助金交付決定額	千円
条 件	
指 示 事 項	

第2号様式（第6条関係）

事業計画変更（中止）申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者氏名

次のとおり事業計画を変更（中止）したいので、綾瀬市農業振興事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

補助事業の名称	
補助金交付決定通知額	千円
変更（中止）理由	
添付書類	